

ご遺族様

このたびは、お悔み申し上げます。

死亡手続きが必要なものについてお知らせします。

(手続きは葬儀が終わってからで差し支えありません。)

◆ご遺族さまのもの（相続人代表者さま・喪主さま）

- 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
- 預貯金通帳
 - ・生存配偶者がいる場合は配偶者の通帳もご持参ください。
 - ・税金等の引落し口座を変更する場合は銀行印もご持参ください。
- 印鑑（認印）

◆亡くなった方のもの

- 被保険者証または資格確認書（国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険）
※後期高齢者医療加入者の方で葬祭費の申請をする場合は、喪主のわかる会葬礼状または、葬儀費用にかかる明細（領収書等）をご持参ください。
- 医療費受給者証（子ども医療・重度心身障害医療・ひとり親家庭医療）※あれば
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 ※あれば
- 印鑑登録証カード ※あれば
- マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カード ※あれば
- 年金証書、年金手帳 ※あれば
- 死亡診断書の写し（遺族年金が請求できる場合）

◆その他

- ・農地を相続した場合は、農地のある市区町村の農業委員会に届出をお願いします。
- ・森林を相続した場合は、森林の区域や面積等を役場農林課まで届出をお願いします。
- ・不動産を所有していた方が亡くなられた場合は、相続登記が必要です。詳細については、松山地方法務局宇和島支局（TEL0895-22-0770）まで、お問い合わせください。
※登記相続は事前に予約が必要です。「法定相続情報証明制度」についてもご利用ください。

お問い合わせと手続きは、役場本庁町民課またはお近くの支所窓口まで
お願いします。

本庁町民課	TEL0895-72-7300
内海支所	TEL0895-85-0311
御荘支所	TEL0895-72-1111
一本松支所	TEL0895-84-2211
西海支所	TEL0895-82-1111